

安全な足場環境の確保

東 尾 正

戦後、日本は驚異的な復興を遂げたが、その裏には労働災害の激増という負の面もあった。労働災害は、昭和36年にピークを迎え、以後安全対策の強化、職場環境の整備を背景に減少の一途をたどったが、その中で建設労働災害は、全業種中、常にトップで40%前後を占めている。

建設労働災害もやはり減少傾向にあるとはいえ、そのペースは他産業に比べ鈍く、中でも現場からの墜転落災害が群を抜いて多い。現在でも、労働者、一人親方等を合わせ、その死者数は400人近くで、1日に1人は確実に死亡している状況にある。これは先進国の中で最悪ともいわれ、足場等仮設物の安全対策が不十分であることが主因である。全国仮設安全事業協同組合はこのような状況下、平成12年から活動を起こし、わが国では唯一、仮設物に絞った安全対策、なにかんづく足場からの墜転落防止等の提唱を行ってきた機関である。

ここでは、本組合のこれまでの活動と主張について紹介するとともに、安全な足場環境の確保のための制度及び今後の展望を概説する。

キーワード：労働安全衛生法及び規則、建設業法、全国仮設安全事業協同組合、手すり先行工法に関するガイドライン、「より安全な措置」等、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(建設職人基本法)、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

1. 建設現場における事故数の推移

まず、戦後の建設死亡災害はどのような推移を辿ったかを振り返ってみることにする。

(1) 戦後の建設死亡災害の推移

昭和28年以降の建設業を含む全産業の労働死亡災害の推移については、昭和28年から昭和34年までは5,000人台で推移していたが、昭和35年に至り6,000人台に突入し、昭和36年に6,712人でピークを迎えた。以降、昭和45年まではほぼ6,000人台が続き、昭和46年から48年までは再度5,000人台となり、昭和49年には4,000人台、昭和50年から55年までは3,000人台、昭和56年から平成9年までは2,000人台となり、平成10年以降は平成26年まで1,000人台で推移したが、平成27年に1,000人を切り、平成28年は928人(ピーク時の13.8%)となっている。

次に、建設業の労働死亡災害の推移を見てみよう。昭和28年から昭和33年までは1,000人台で推移していたが、昭和34年に至り2,000人台に突入し、昭和36年に2,652人でピークを迎えた。以降、昭和49年までは一貫して2,000人台で推移したが、昭和50年

に再び1,000人台に突入してからは平成8年まではほぼ1,000人台が続き、その後、平成9年に1,000人を切った後は若干の凹凸を示しながら逡巡し続け、平成28年は294人(ピーク時の11.0%)となっている。

次に、全産業労働死亡災害に占める建設業死亡災害の割合の推移を見てみよう。昭和28年から41年までは概ね30%台で推移し、昭和42年以降40%台となり、昭和53年に47.6%でピークを迎え、その後は平成9年まで概ね40%台の前半で推移し、平成10年に再度30%台に突入してからは平成16年までは概ね30%の後半で推移し、平成17年以降は平成28年まで概ね30%台の前半で推移している。因みに、本組合が発足した平成12年時点を見ると、全産業労働死亡災害1,889人、うち建設業死亡災害731人であり、建設業の占める割合は38.7%であった。

(2) 建設死亡災害における墜落死亡災害の推移

建設業死亡災害のうち、墜落死亡災害について昭和63年以降の推移を見てみると、昭和63年から平成8年まではほぼ400人台、平成9年から12年までは300人台、平成13年から19年まではほぼ200人台と推移し、平成20年に100人台に突入したが、以降、

凹凸を繰り返し、未だ100人を切れないでおり、平成28年は134人となっている。

次に、建設業死亡災害に占める墜落死亡災害の割合の推移を見てみる。昭和63年以降、ほぼ一貫して40%台を示していることが分かる。因みに、本組合が発足した平成12年時点を見ると、建設業死亡災害731人、うち墜落死亡災害301人であり、墜落死亡災害の占める割合は41.1%であった。

ただし、これらの統計には「一人親方等」は含まれていないという問題がある。労働災害統計は、賃金の支払いを受けて雇用される「労働者」のみを対象としているからである。しかし、労働者とともに働く一人親方等を除外して、建設現場の実態を語ることはできない。厚生労働省もこのことを踏まえて、平成25年の後半分から一人親方等の死亡災害発生状況を発表し出した。それによると、平成26年:64名、平成27年:81名、平成28年:75名となっており、労働者と合計すると、平成26年:441名、平成27年:408名、平成28年:369名となっており、毎日1名以上の建設職人が建設現場で亡くなっていることが明らかとなった。

2. 足場の安全環境確保への取り組み～全国仮設安全事業協同組合設立と運営の経緯～

(1) 全国仮設安全事業協同組合の設立の背景と足場安全対策の端緒

全国仮設安全事業協同組合（以下「本組合」。）の設立総会は、平成12年6月8日に開催され、その後、同年7月3日に通商産業大臣及び建設大臣の認可を得、所要の登記を終えた同年7月19日に本組合は正式に発足した。「建設職人の安全の確保」に取り組むために本組合が設立されたのである。

一方、「民」である本組合の設立に先んじて、「官」にも仮設に係る組織が設立されていた。「官」の組織は仮設工事の安全確保に係る労働、建設、通産、運輸、農水、自治（いずれも当時）の6省によって設置された「仮設安全対策関係省庁連絡協議会」（事務局：労働省労働基準局建設安全対策室）である。早速、自治省（当時）を除く5省は活動を開始した。まず、労働省（当時）と公共工事関係3省は平成12年に2つの検討会をスタートさせた。すなわち、平成12年9月に労働省によって設置された「足場等の安全対策検討会」と10月に建設・運輸・農水省（当時）によって設置された「足場安全対策検討委員会」である。また、通産省（当時）は足場機材産業の実態を把握するため、平成13年10月に400社を対象に委託アンケート調査

を実施した。平成14年3月にまとめられた同省の『仮設事業の実態把握調査報告書』では、「安全を確保するための仕組みの整備」、「重層下請け構造の改善」及び「産業としての確立、位置付けの明確化」について提言を行った。

このように、本組合が発立された平成12年には、仮設に起因する労働災害の撲滅を「国家的事業」と位置づけ、「官」と「民」、さらには「政」も含め一体となって取り組む体制が整っていたことは忘れてはならない事実である。

(2) 本組合の事業と使命

本組合の事業は、定款第1条に規定する本組合の「目的」を達成するために行うものとされている。その目的は3つ、①仮設に起因する労働災害撲滅を目指すこと、②共同して事業を行うこと、③経済的地位の向上を図ること、である。これら3つの目的のうち、特に重点を置いてきたのが①である。すなわち、仮設に起因する労働災害、就中、死亡災害は「墜落・転落」がその主たる原因であることから、本組合は発足以来、墜落災害の撲滅を目指して活動を展開してきた。そして、墜落災害撲滅のための対策として、ハード面では「手すり先行工法による二段手すり」と幅木の設置を、ソフト面では「十分な知識・経験を有する当該足場を組み立てた者以外の者によるチェックリストに基づく足場の安全点検」を絶対的な「決め手」と位置づけ、○イ 墜落死亡災害撲滅の「決め手」の制度化、○ロ 本組合独自の足場安全点検資格者制度である「仮設安全監理者」の養成、○ハ 仮設安全監理者によるチェックリストに基づく足場安全点検の実施に取り組んできた。

(3) 足場の安全環境を確保するための視点

(a) 平成12年設置の「足場等の安全対策検討会」及び「足場安全対策検討委員会」における議論と成果

「仮設安全対策関係省庁連絡協議会」は、仮設に起因する労働災害の撲滅を「国家的事業」と位置づけ、「政」「官」「民」が一体となって取り組むことを目標としていた。この目標を受け、労働、建設、通産、運輸、農水及び自治（いずれも当時）の6省によって組織されたのが連絡協議会である（前項参照）。連絡協議会の一員として、労働省（当時）は平成12年9月に「足場等の安全対策検討会」を、公共工事を所管する建設・運輸・農水（いずれも当時）の3省は10月に「足場安全対策検討委員会」をスタートさせた（前項参照）。本組合の理事長はそれぞれに委員として加わった。

「足場等の安全対策検討会」は足場等からの事故災害を防止するため、安全基準の見直しを含め足場等の安全対策のあり方を検討することを目的として、平成12年9月から平成15年3月まで8回にわたって開催された。第2回の検討会では、本組合は「建設工事における仮設に起因する労働災害撲滅のための提言」を行い、労働安全衛生法令を見直すべき事項として、①安全監理の責任体制、②計画の届出、③飛来・落下の防止、④墜落・転落の防止を挙げた。しかし、検討会は労働安全衛生規則の改正は見送り、最終的には「手すり先行工法に関するガイドラインについてのあり方」の報告取りまとめにとどまった。「手すり先行工法」は、足場を組み立てるに当たって先行して足場の最上層に手すりを設置する工法であり、先行して設置された手すりはそのまま各層に存置されることから、組立時だけでなく、使用時においても極めて有効な墜落防止対策となる。厚生労働省はこの報告を受け、「手すり先行工法」を第10次労働災害防止計画（平成15年度～19年度）に位置づけるとともに、平成15年4月1日に労働基準局長名の通達「手すり先行工法に関するガイドライン」を発出した。

他方、「足場安全対策検討委員会」は平成12年10月から平成17年3月まで6回に亘って開催されたが、その検討対象はあくまでも公共工事の事故の中で最も多い「足場からの墜落事故」に限ることとした。上述したように、建設省（当時）はこの足場安全対策検討委員会とは別に、平成12年2月に「建設工事事務事故対策検討委員会」を設置していた。したがって、公共工事における「足場からの墜落事故」については2つの検討委員会が並立していたわけである。第3回の足場安全対策検討委員会では、本組合は足場安全に関する国際比較を踏まえ、「足場に起因する労働災害撲滅を目指す為の提言」として、①「二段手すり」と幅木の設置の義務化、②有資格者による足場安全点検とチェックシートによる記録の義務化、③仮設計画届出義務（88申請）対象の拡大を訴えた。

「足場安全対策検討委員会」は平成13年3月に「建設現場における墜落事故防止重点対策」を初めて策定し、墜落事故防止に重点を置く観点から、①組立解体時における安全な足場の使用推進、②足場施工計画の充実、③チェックリスト等による足場点検の強化、④表彰制度・ペナルティー制度の導入を決めた。これを受け、国土交通、農林水産両省は、平成13年度の直轄工事で「手すり先行足場」を使用した100件余のモデル工事を実施し、平成14年度の直轄工事ではそれに加え「つま先板」の設置も推進するとともに260現

場でモデル工事を実施した。そして当該モデル工事については現場代理人や職長等を対象にアンケート調査を行い、「安心して設置作業ができた」との肯定的な回答が70%以上を占め、改めて手すり先行工法が墜落事故防止に効果的であることが分かった。この結果、平成15年度の直轄工事から「手すり先行工法に関するガイドライン」が適用されることとなった。

(b) 平成19年設置の「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」における議論と成果

平成19年3月、本組合理事長は内閣総理大臣に直接面会して、現状打開を要望、総理は直ちに厚生労働省に対し、検討会の設置を指示し、労働安全衛生総合研究所内に当委員会が設置された。

調査研究会の審議項目は次の3項目とされた。

- ①墜落防止措置の強化対策について（手すりの高さ、中さん、メッシュシート、幅木等）
- ②足場組立工法のあり方について（手すり先行工法の普及方策）
- ③足場安全点検について（結果の記録・保存、実施者及びその教育等）

調査研究会は平成19年5月30日から同年12月25日までに9回開催し、その後一旦中断し、約10か月後の平成20年10月16日に第10回目を開催して終了した。審議の過程で多くの項目について意見調整が難航したが、その1つとしてメッシュシートに墜落防止機能があるか否かが争点となった。そこで、検証するため平成19年10月に実験が行われた。さらに平成20年3月に至り、厚生労働省から本組合に対し両者間で調整協議したい旨の意向が示された。厚生労働省からは、「足場からの墜落防止措置の充実の考え方（A）」、「足場組立工法のあり方についての考え方（B）」及び「足場の安全点検を充実する考え方（C）」の3つの項目が示され、「A」について、「二段手すり」と「幅木」をセットにして設置することは「より安全な措置」である旨の通達を出すことが了解された。また、「B」と「C」については、見直しは「3年後を目途に」ということになった。こうして断続的に行われた厚生労働省と本組合との調整の結果、8月に至って交渉が調い、同年10月16日に調査研究会において、最終報告書の作成に至った。

この報告書を受け、平成21年3月、厚生労働省は作業床に係る第563条と点検に係る第567条を中心として労働安全衛生規則の一部改正を行った。すなわち、墜落防止関係については「手すり」の高さを「75cm以上」→「85cm以上」に改めるとともに、枠組足場にあっては昭和43年来の「交叉筋交い」を「手すり」

とみなす行政実例をそのまま生かした上で、「交叉筋交い」に加え「下さん」又は「幅木（15 cm 以上）」の設置を義務付け、単管足場にあつては「手すり」と「中さん」の設置を義務付けた。物の飛来落下防止関係については、「幅木（10 cm 以上）」、「防網」、又は「メッシュシート」等の設置を義務付けた。点検関係については、その日の作業開始前点検を義務付けるとともに、点検の記録と保存を義務付けた。

規則改正は以上のとおりであるが、これに加え、同年4月、「より安全な措置」等4項目を盛り込んだ安全衛生部長通達「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について（要請）」が発出された。通達の冒頭には「改正省令の施行後3年を目途に、改正省令等の措置の効果の把握を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる」旨、明記された。部長通達に盛り込まれた「より安全な措置」等4項目とは、①改正規則の確実な履行、②足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」（枠組足場にあつては「上さん」の設置あるいは「手すり先行専用型足場」の設置、枠組足場以外の足場にあつては「幅木」の設置）、③手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用、④足場等の安全点検の確実な実施（「十分な知識・経験を有する者」の指名と足場の種類・機材に応じたチェックリストの使用）、である。④に関連して、本組合の運営の資格である「仮設安全監理者」が「十分な知識・経験を有する者」に該当することについては、平成24年4月、厚生労働省建設安全対策室長通知によって明文化された。

この安全衛生部長通達の意義について、厚生労働省から、「労働基準監督署の上に立つ機関から事業者を指導する「指導通達」の性格を有するものであるとの見解が示されたが、本組合が遵守状況を把握するために平成21年9月に全国3,400の建設現場を対象に実施した実態調査の結果、「より安全な措置」は殆ど遵守されていないことが明らかとなった。

このことは厚生労働省が発表した墜落災害統計の平成22年9月7日現在の速報値でも明らかであり、墜落死亡災害は前年同期比で20人も増加した。一方、同年10月12日開催の衆議院予算委員会において、「手すり先行工法」によって足場を組んだ国土交通省の発注工事における墜落災害の実態について、「墜落死亡事故は発生していない」という答弁があった。墜落死亡災害における官民格差も明らかとなったのである。

さらに、作業床に係る規則改正が行われたにも拘らず、その適用を避けんがために「一側足場」を選択する例が増嵩した。労働安全衛生規則第563条は足場に

おける作業床に一定の規制を加えているが、本条について「一側足場」は適用除外とされていることから、一側足場には全く規制がかからない仕組みになっている。本来、一側足場は本足場が組み立てられない狭隘な場所など限定的に使用されるべきであり、何ら規制されないのをいいことにこれを奇貨として放置されていることは大きな問題であるとの状況判断が喚起されたのである。

一方、「手すり先行工法に関するガイドライン」（(3)(a)参照）については、本組合の要望に応えた改正が行われた。従来のガイドラインでは「軒の高さ10m未満の木造家屋等低層住宅建築工事」は適用外であったが、当該工事において圧倒的に墜落事故が発生している実態を踏まえ、足場の設置を必要とする建設工事の全てについて適用されることとなった。

ちなみに、昭和22年に労働安全衛生規則が制定されて以来、この平成21年の労働安全衛生規則の改正は、足場に関しての初めての改正であった。つまり、足場に関する限り、当該規則（法令）は半世紀以上も全く改正されて来なかったのである。

(c) 平成22年設置の「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」における議論と成果

この検討会は、上記の約束に従って、平成21年3月の改正規則に基づく墜落防止措置と通達で示された「より安全な措置」等の効果を検証するために、平成22年8月に厚生労働省内に設置された。平成26年11月まで約4年間、14回に亘って開催された。

検討会は平成25年9月に開催された第7回から本格的な審議を始め、当組合理事長も委員となったが、検討会に臨むに当たって、検討会に「『国家の社会問題』としての建設現場における墜落災害撲滅に関する制度改正について（提言）」と題する提言書を提出した。提言の内容は以下の3点である。

①「墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策」を制度化し、官民格差をなくすこと。

〈3つの絶対的対策〉

- ・2m以上の高所作業には「安全帯ありき」ではなく、足場の設置
- ・手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置
- ・「十分な知識・経験を有する第三者」によるチェックリストに基づく点検の実施

②発注者において安全衛生経費を別枠計上し、元請において下請に的確に反映し、災害補償は一人親方も労働者扱いし、元請の一括責任を制度化すること。

③監督体制を強化し、罰則及び行政処分を厳格に適

用すべきこと。

以上の提言を補強するための資料として、本組合から「事業場規模別建設死亡災害発生状況」(30人未満が全体の約90%を占め、300人以上は0人)や「建設業法第19条の3の解釈」(不当に低い請負代金を禁止する当該規定の「建設工事を施工するために通常必要と認められる原価」には安全衛生経費が含まれると解釈されている。)等を提出した。併せて、墜落災害撲滅に関し次の3点も重要課題として提言した。

- ・労働安全衛生規則第518条第2項の例外は「技術的に困難な場合」に限定すべき。
- ・足場の高さ規制は高さを統一すべき(第518条は2m以上、第564条は5m以上)。
- ・一側足場の使用規制を制度化すべき。

検討会は平成26年11月までに14回も開催されたものの、提言①の3つの絶対的対策の制度化はことごとく見送られ、提言②の「安全衛生経費」と「一人親方労災」については、建設業を所管する国土交通省等と連携して取り組むこととされ、結局、規則改正に盛り込まれたのは主に次の3点に過ぎなかった(改正27年2月)。

- ・第564条関係：足場の組立時等の規制の対象を2m以上の足場とし、安全帯取付設備の設置を義務化
- ・第655条関係：注文者の足場の組立時等の点検を義務化
- ・第36条関係：労働者に足場の組立等の作業に就かせるに当たっての特別教育を義務化

ただし、検討会の審議の過程で厚生労働省から注目すべき発言があった。労働安全衛生規則第519条に係る公権解釈が示されたのだ。すなわち、「手すり先行工法がなかった時代は、足場の組立てにおいては第1項の作業床の端への手すりの設置義務は適用されず、第2項の安全帯の使用義務が適用されていた」との解釈である。これは逆に言えば、手すり先行工法が定着した今日は、第519条第1項が諸に適用され、足場の組立ての際には作業床の端に先行的に手すりを設置しなければならないということになる。この解釈に立てば、足場の組立て時を規制する第564条は早急に改正し、手すり先行工法を明確に規定すべきであると考えられる。

3. 建設職人基本法と基本計画制定の沿革

平成28年12月9日、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(建設職人基本法)

が第192回臨時国会において超党派の議員立法によって全会一致で成立した。

また、建設職人基本法第8条に基づいて政府に策定が義務付けられた基本計画も第193回通常国会の会期末に近い平成29年6月9日に閣議決定された。安全衛生経費の適切かつ明確な積算及び下請までの確実な支払い並びに墜落災害防止対策の充実強化について「実効性のある対策」が明記され、当該対策については参議院国土交通委員会での質疑応答もふまえ、計画策定の3年後に制度化されることが明らかとなった。

(1) 足場議連の発足

設立趣意書に賛同する自由民主党の有志の国会議員によって平成25年5月22日に設立されたのが、建設職人の「安全」と「地位」と「名誉」と「所得」の保障を目的とする「建設現場における墜落災害撲滅・安全足場設置推進議員連盟」(通称:「足場議連」)。会員数:当初75名)である(その後、公明党が参加)。「安全」の確保を第一としつつも、それにとどまらず、「地位」と「名誉」と「所得」の保障を掲げた。それらの保障がなければ建設職人の明日はないと考えたのである。また、国の公共工事において、その足場からは墜落死亡災害は皆無であったのに対し、民間工事においては安全対策の決め手が制度化されていないため墜落死亡災害が後を絶たず、甚だしい官民格差が生じている。同じ従事者が、たまたま現場が公共工事であるか民間工事であるかによって、安全に大きな差があるということは到底許されることではなかった。「墜落災害の撲滅」と「官民格差の解消」は「国家の社会問題」であるというのが足場議連の一致したスタンスであった。

(2) 労働安全基本法(仮称)の提唱

2の(3)(c)で記述したように、厚生労働省の検討会(平成22~26年)においては4年にわたる議論にもかかわらず、足場の安全確保を担保するには程遠い結論であったところから、平成26年11月、足場議連は第4回総会において画期的な決議を行った。我が国が既に少子・高齢社会による労働力人口の減少時代を迎えている現状と、全産業において死亡災害が増加している状況を踏まえ、「人の生命と健康はかけがえないものであり、労働によって生命が失われたり、健康が損なわれるようなことは本来あってはならない」との考えに立ち、足場議連としては今後働く人全ての労働災害の撲滅や安全水準の向上を目指すことが重要であると考え、議員立法による「労働安全基本法(仮称)」の制定を決議した。

(3) 建設職人基本法案の作成

その後、法制当局より、現在の労働法体系において、労働安全衛生法が安全衛生分野での基本法としての内容を具備しており、これの上位に立つ「基本法」を更に創設するのは困難との見解が示された。これにより、労働安全基本法という名称は用いないこととなった。

平成27年2月24日開催の第5回総会において、足場関連の名称は「日本建設職人社会振興議員連盟」と改称。併せて、議員立法原案を担当するワーキングチーム(WT)の設置を決定した。

その後、与党内において、国土交通部会及び厚生労働部会の上承、政調審議会及び総務会の上承、自由民主党と公明党による与党協議会の上承といった一連の手続きを経て、成立法の原型となる自民・公明案について、与党としての法案提出を承認した。議員立法は全党一致を原則とすることから、この案をもとに野党協議が始められたが、6月22日公示7月10日投開票の第24回参議院議員通常選挙が間近に迫っていたことから、結局、野党との協議は不調に終わり、第190回通常国会では提案に至らなかった。

(4) 建設職人基本法の国会通過

平成27年10月、「民進党 建設職人の安全・地位向上推進議員連盟」が設立された。加えて、民進党には他の野党との調整を一手に引き受ける体制が整えられた。こうして与野党協議の土台ができ、精力的な調整の結果、自民・公明案にかなりの修正が加えられた成案を見、法案が国会に提出される運びとなったのである。すなわち、12月6日に参議院先議で国土交通委員会に委員長提案され、可決。翌12月7日に参議院本会議に上程、可決後、衆議院に送付。12月9日に国土交通委員会に委員長提案され、可決し、直ちに衆議院本会議に緊急上程され、同日午後、全会一致で可決となり、閉会日直前に画期的な成立を見たわけである。

(5) 基本計画の閣議決定

建設職人基本法の施行(平成29年3月16日)後、政府が直ちに取り組まなければならない課題は基本法第8条に基づく基本計画の策定であった。また、この計画をはじめ法案の実施のためには超党派の国会議員の支援は今後も必要との認識から、平成29年2月、「建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議」が発足した。フォローアップ推進会議が基本計画に職人の生の声を反映させるためにアンケート調査を実施する一方、政府として基本計画策定に向け4省副大臣・政務官による「推進会議」(1回)、建設関係団

体等による「専門家会議」(2回)の実施をしたことに加え、パブリックコメントを行い、最終的に6月9日に閣議決定された。基本計画の策定は普通であれば少なくとも1年間は要するところを、建設職人基本法の施行から僅か3か月で決定したことになる。

4. 今後の展望～さらなる法制化

本組合が設立され、足場等仮設物に起因する事故撲滅が誓われてから17年、ようやく国政の正面に法律とその法律に基づく基本計画が確立された。しかし、これらは今後策定されなければならない「実効ある対策」等(基本計画第2及び第3章)のプログラムに過ぎない。この法律等に入魂し、足場をはじめとする仮設に起因する事故の撲滅を達成することが依然として「国家的事業」であることには変わりはない。最近においては、平成29年12月に開催されたフォローアップ会議において厚生労働省及び国土交通省は平成30年度事業として次の2つの検討会を開催することを表明した。

【国土交通省】

- ・民間工事における安全衛生経費に関する実態把握(本格調査)
- ・安全衛生経費の定義付けの検討
- ・下請まで適切に支払われる施策の検討

【厚生労働省】

- ・災害事例の分析及び建設業関係団体等からのヒアリング
- ・墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する検討会
- ・過去の検討会及び基本計画の策定過程で挙げられた課題や、現在行っている災害分析、関係者へのヒアリング等を踏まえ設定(一側足場の使用基準等)。

この2つの検討会の結論は、基本計画がその目標達成のための見直し期間として「2～3年」を設定しているところから、遅くとも30年度末の3月ごろまでに出さなければならない。「国家的事業」の実効規範としてのさらなる法制度の整備が基本計画期間内として残された31年度に成し遂げられなくてはならないからである。

JICMA

【筆者紹介】

東尾 正(ひがしお ただし)
全国仮設安全事業協同組合
専務理事

